

笑顔をつなぐ情報誌

広報

しま

shima
2020.6
Vol.244

コロナに負けるな！

ささえあい SHIMAしよう!!



特集：志摩市新型コロナウイルス感染症対策事業
ささえあいSHIMAしよう!!

ピックアップ

P4～5 志摩医師会から市民の皆さんへ
P9 水道料金の基本料金を全額免除します

ささえあいSHIMAしよう!!
キャンペーン

公式SNSを開設中！



Facebook



Instagram



@さえあいしま

申請はお済みですか？

志摩市特別定額給付金対策室

2

■特別定額給付金とは

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、さまざまな影響を受けながら日々感染拡大防止にご努力をされている皆さまの暮らしを支えることを目的に、お一人に一律10万円を給付する制度です。

■対象は

基準日(令和2年4月27日)に志摩市の住民基本台帳に記録されている人

■誰に給付されるの？

給付対象者の属する世帯の世帯主

■申請期間は

令和2年5月14日(木)～8月13日(木)※ 当日消印有効

申請方法

〒 郵送

5月13日に市から世帯主宛に申請書を送付しました。申請書には、世帯全員の氏名や生年月日を記載しています。必要事項を記入し、申請者の本人確認書類の写しと振込先口座の確認書類の写しを添付のうえ、同封の返信用封筒(切手不要)にてご返送ください。

添付書類 ※①と②それぞれ1点ずつ添付してください。

①世帯主の本人確認書類のコピー

本人確認の例:運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証・年金手帳・介護保険証・生活保護受給者証明書等、**いずれか1点**

※ただし、通知カードは本人確認書類にはなりません。

②振込先金融機関口座の確認書類のコピー

金融機関名・支店・口座番号・名義人が確認できるもの(通帳の開いた1ページ目、キャッシュカード等、**いずれか1点**)

受付

感染拡大防止のため、窓口での申請は本庁・支所ともに受け付けておりませんので、ご了承ください。

・現時点で申請書が届いていない場合は、特別定額給付金対策室までお問い合わせください。

よくある質問

Q.世帯主とは別に個人で振り込んでもらえないか？

A.原則、世帯主の口座へまとめての振り込みとなります。

Q.今日申請したらいつ振り込んでもらえるのか？

A.なるべく早く振り込むように処理していますが、現在、多くの申請をいただいております。順次口座へ入金いたしますが、申請から入金までお時間を要する場合があることをあらかじめご了承ください。

Q.振り込んだという通知は来るのか？

A.振込決定通知書は発行しませんので、通帳等を記帳してご確認ください。通帳には、「シマシ テイガ クキウフキン」と印字されます。



オンライン

オンライン申請は、政府の専用ポータルサイト、マイナポータルにて申請が可能です。



スマートフォンによる申請の場合

申請には世帯主のマイナンバーカード、署名用電子証明書用暗証番号、ぴったりサービスに対応するスマートフォン、振込先口座情報が確認できるものが必要となります。



パソコンによる申請の場合

申請には世帯主のマイナンバーカード、署名用電子証明書用暗証番号、ぴったりサービスに対応するパソコンとICカードリーダー、振込先口座情報が確認できるものが必要となります。

Q.本人確認書類は世帯員全員分必要か？

A.世帯主のみで、世帯員の本人確認書類については必要ありません。

Q.マイナンバーは必要か？

A.郵送での申請の場合、マイナンバーの提示・記入は必要ありません。オンライン申請の場合は、世帯主のマイナンバーカードが必要です。

問い合わせ 特別定額給付金対策室

43・9050 FAX 44・9051

記入例

- 申請書を記入した日付を記入してください。

- 世帯主(申請・受給者)の情報を記入してください。

- ・令和2年4月27日時点(基準日)の世帯状況が印字されています。
 - ・基準日に出生した人、基準日以降に死亡した人も給付対象となります。
ただし、単身世帯の人が基準日以降に申請を行うことなく死亡した場合、給付できませんのでご注意ください。

- 必要な口座情報をご記入のうえ、口座情報がわかるもの（通帳の口座番号が載っている部分のコピーまたは、キャッシュカードのコピー）を裏面に添付してください。

- ・特別の事情等により、世帯主（申請・受給者）以外の人が代理申請（受給）を行う場合のみ、ご記入ください。
 - ・代理申請を行う場合、世帯主の本人確認書類のほかに代理人の本人確認書類及び代理関係を確認できる書類が必要となります。
 - ・くわしくは、事前にお問い合わせください。

- ・ いざれか1卓を添付してください。

【本人確認の例】

【本人確認の例】
運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証・年金手帳・介護保険証・生活保護受給者証明書等

※通知カードは本人確認書類にはなりません。

・いずれか1点を添付してください。

金融機関名、口座番号、口座名義人がすべて
写っているか確認してください。

・提出前に必ずチェックしてください。

第2版用

申請者本人確認書類

写1. 貼付計

ここに世帯主（申請・受給者）の本人確認書類を貼ってください。

- ・運転免許証のコピー
 - ・マイナンバーカードのコピー
 - ・健康保険証のコピー
 - ・年金手帳のコピー 等

※ 代理申請（受給）を行う場合は、代理人の本人確認書類の写しも添付して下さい。

類認書口座開閉機金融先入振

写し貼付け

ここに振込先金融機関口座の確認書類を貼ってください。

- ・ 振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳（見開き面）のコピー
 - ・ キャッシュカードのコピー 等

●●● チェックリスト
（以下の項目について必ず御選択の上、確認後はチェック欄（□）に✓を入れてください。）

- ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度御確認ください。
 - ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することを御確認ください。
 - ③ 送付途次料金を記入して下さい。御確認ください。

【保育所・幼稚園】緊急環境整備事業

衛生用品や備品等(消毒液、ハンドソープ、空気清浄機等)を整備します。

対象者 公立保育所:10施設
公立幼稚園: 5 施設

問い合わせ こども家庭課
☎ 44-0282 FAX 44-5260



スクールバス等増便運行

当面の間スクールバス・スクールタクシーを増便し、1台に乗車する児童生徒の少人数化を図ります。

問い合わせ 学校教育課
☎ 44-0336 FAX 44-5263



テイクアウト応援商品券事業

市内全世帯に、市内飲食店等で使える1,000円分のテイクアウト応援商品券を配布します。

※全世帯に郵送を予定しているマスクに同封

問い合わせ 観光商工課
☎ 44-0005 FAX 44-5262

漁業共済加入補助金

魚価安を補償対象とする「漁獲共済」および「特定養殖共済」に加入する個人漁業者を対象として、漁業者が負担する共済掛金の2分1を補助します。

問い合わせ 水産課
☎ 44-0289 FAX 44-5262

水産物販売支援助成金事業

消費者への直接販売等を行うことで漁業収入の確保を図る漁業者等の取り組みを支援します。

対象者

- 志摩市内に住所を有する、三重外湾漁業協同組合又は、鳥羽磯部漁業協同組合の組合員である個人、若しくは組合員のグループであって、新たにインターネット等を活用し、市内外の消費者を対象として水産物の販売を行おうとする人。
- 市税の滞納がないこと。

問い合わせ 水産課
☎ 44-0289 FAX 44-5262

水道料金の減免については、P 9に掲載していますのでご覧ください。

引き続き感染拡大防止に努めましょう

志摩医師会から市民の皆さんへ

5月14日に緊急事態宣言が解除となりましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、ご協力をお願いします。

感染予防に努めましょう

風邪や季節性インフルエンザと同様に、一人一人が咳エチケットに努めてください。マスクがなく咳が出そうな時はタオルなどを当ててください。また、手洗いなど、基本的な感染症対策がとても大切です。引き続き徹底してください。

3つの密を避けましょう

換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を避けま

「〇〇町で感染者が出た」「〇〇の施設で感染者が発生し、消毒しているところを見た」など、出所の不確かな情報や誤った情報が横行しています。陽性者が発生した場合には、市や県など公の機関が必ず公表します。SNSや人から聞いた話

冷静な判断と行動を心掛けましょう

しう。「これらのうち一つでも当てはまる、感染する可能性があります。この3つが重なる場所は特に避けてください。



ひび ひでお 先生

志摩医師会会長
医療法人 日比クリニック院長
志摩市クアオルト推進協議会会長

志摩市新型コロナウイルス感染症対策事業

ささえあいSHIMAしよう!!

新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな対策事業を紹介します。

生活困窮者自立支援事業

収入減少により、住居を失うおそれが生じている人々に対して、一定期間家賃相当額を支給します。

対象者 • 離職・廃業から2年以内の人
• 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人

問い合わせ 生活支援課 ☎ 44-0280 FAX 44-5260

傷病手当金

国保に加入している被用者的人が新型コロナウイルス感染症に感染するなどで、労務に服することができない場合に傷病手当金を支給します。

対象者 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない被保険者の属する世帯主。

問い合わせ 保険年金課 ☎ 44-0213 FAX 44-5260

生活支援特別給付金事業

休業や失業等により社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付を受けている世帯へ返済不要の給付金を支給します。

対象者 志摩市に住所を有する人であって、令和2年3月25日から令和3年3月26日までの間に、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付の借入申請を行い貸付が決定した人。

問い合わせ 地域福祉課 ☎ 44-0283 FAX 44-5260

児童扶養手当特別給付金事業

ひとり親世帯等の児童扶養手当受給資格者に対し、一律3万円を給付します。

対象者 令和2年4月分の児童扶養手当受給資格者に給付を行う。(所得制限により、児童扶養手当の全部支給停止の人も含む)

問い合わせ こども家庭課
☎ 44-0282 FAX 44-5260

子育て世帯臨時特別給付金事業

児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金を支給します。

対象者 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童(昨年度において中学3年生まで)を養育している保護者で児童手当の受給者。

問い合わせ こども家庭課
☎ 44-0282 FAX 44-5260

普段の生活で 気を付けてほしいこと

長い自粛生活ですっかり生活のリズムが変わってしまったと思います。自粛が解除となつて

症状の場合でも、受診の前にかかりつけ医に電話をお願いします。受診の時も、診療所内で密集を作らないようにするため、で

き、保健所の帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、近くのかかりつけ医で診察してもらうように指示された場合、まずは必ず電話でそのことをかかりつけ医に伝えてください。風邪

などの不確かな情報を安易に信
用しないでください。医療機関や公的機関への問い合わせが急
増しており、本来の業務に支障
を来す場合がありますので、冷
静な判断と行動を心掛けてくだ
さい。

かかりつけ医からのお願い

発熱や息苦しさ、だるさが続
き、保健所の帰国者・接触者相談
センターに電話で相談し、近く
のかかりつけ医で診察してもら
うように指示された場合、まず
は必ず電話でそのことをかかり
つけ医に伝えてください。風邪

症状の場合でも、受診の前にかかりつけ医に電話をお願いしま
す。受診の時も、診療所内で密集を作らないようにするため、で
きるだけ一人での受診をお願い
します。付き添いや介助が必要な
方も最少人数でお願いしま
す。

ださい。

高齢者の方も、運動不足によ
つて気付かないうちに足腰の筋
力が落ちているため、外へ出
ようとした時に玄関で転んで骨
折したというケースが増えてい
ます。また、コミュニケーション
を取る機会が減っているので、
認知症が進むこともあります。
ストレッチや頭の体操をしてい
ただければと思います。

初夏の陽気となりました。熱
中症や食中毒にも気をつけてく
ださい。

も、すぐに元の生活に戻すこと
は体にとつてかなり無理がかか
り、体調を崩すことになります。
子どもたちにとつては、長期
の休校のため、学校生活に慣れ
るまでしんどいかもしれません。
睡眠を十分とるよう心がけてく
ださい。

台風や集中豪雨の時期です ↗避難所で新型コロナウイルスに感染しないために ↗

問い合わせ **44・0203** **FAX 44・5252**
シリーズ防災 その108
地域防災室
E-mail chiikibosaishitsu@city.shima.lg.jp

例年6月に入ると梅雨や台風、集中豪雨などによる大雨や暴風の時期を迎える。この時期には気象庁から各種警報が出されるほどの天候となり、それに対し市役所から避難勧告等の避難情報が発令され、皆さまは避難所等に避難することになります。

今年は4月7日に新型コロナウイルス感染症の流行に対する緊急事態が7都府県に対して宣言され、その後4月16日に全都道府県に拡大されました。これらの宣言の解除や感染者数の減少にかかわらず、当分の間は、災害時の避難所においても新型コロナウイルスへの感染予防に細心の注意を払う必要があります。今回は、そのために事前に準備しておくことと、従来の避難所生活と違うところについてお知らせします。

発災前に準備しておきましょう

★避難行動の必要性を確かめておきましょう

- ・ハザードマップ等を見て、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所内に、自分の家があるかどうかを確認し、避難行動が必要かどうかを確かめておきましょう。

★避難所に入る前に体調を確認します

- ・令和2年3月に三重県から公表された「洪水浸水想定区域図」を見て、自分の家が区域内にあるかどうかを確認して避難行動が必要かどうかを確かめておきましょう。公表された河川は磯部川水系の各河川と前川、日出川、桧山路川の各河川で、三重県のホームページで確認できます。

避難所生活で今までと違うところ

★避難所で新型コロナウイルスに感染しないために ↗

- ・安全な地域に住んでいる人は避難する必要はありませんが、避難する必要のある人は、新型コロナウイルスへの感染を恐れて避難をためらうことのないようにしてください。

★避難所以外への避難も考えてみてください

- ・避難所への密集緩和のため、避難所以外の安全な場所への避難について検討をお願いします。
- ・自宅での安全確保が可能であれば自宅での垂直避難を検討してください。
- ・親類や知人の家、近所の安全な所などに安全な場所が確保できる場合はそちらに避難することを検討してください。
- ・そのうえで、避難所以外の避難先が確保できない場合は避難所に避難してください。

★非常持ち出し品に追加してください

- ・感染防止対策のために、従来の持出し品に次のような物品を追加して、できるだけ持参してください。
- ・マスク、アルコール消毒液、ウェットティッシュ

株式会社志摩地中海村と協定締結

市は、4月3日に株式会社志摩地中海村と、「大規模災害時における避難所としての使用に関する協定」を締結し、大規模災害時における市民等の避難所の確保に協力いただきました。

西日本電信電話株式会社三重支店と協定締結

市は、4月24日に西日本電信電話株式会社三重支店と、「特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定」を締結し、災害時に電話ができるよう、公共施設（避難所）8箇所へ特設公衆電話の回線を事前に設置しました。今後も設置場所を増やしていきます。

地方創生シリーズ★志摩びとインタビュー しま×ひと×つながり

総合政策課 ☎ 44・0205 FAX 44・5252 E-mail: sogoseisaku@city.shima.lg.jp

志摩市の地方創生事業の一環で、志摩市でさまざまな分野で活躍されている「志摩びと」をリレー方式で紹介するコーナーです。このコーナーでは、輝きを放つ「志摩びと」にまちづくりや志摩への思いについてお聞きします。

7

自己紹介
大王町波切出身です。花の専門学校に通っていた時に、フランス人講師の花を使った作品に感銘を受けて、平成20年に生花店を開業しました。今では花だけでなく、たくさんの観葉植物や庭木、ガーデニンググッズや作業着の販売もしています。



様々な観葉植物が飾られた、緑いっぱいのお店

あなたのまちづくり
今年の2月に志摩スペイン村で開催された、市主催のパールズコレクションで、フォトブースの作成に協力しました。花屋はお花を売るだけの仕事と思われがちですが、こういった空間の創出もできるということを

季節の切り花はもちろん、ドライフラワーなども今は人気があります。植物も大好きで、世界各国原産の珍しい植物もたくさん置いています。



知つてもうらい、園芸などに興味を持つてもうえたらと思います。

まちへの思い
人口が増えてほしい、また子どもたちが住みやすいまちになつたらいいなと思っています。仕事を毎日楽しみながらしているので、そういう姿を子どもたちを見てもらいたい



志摩のおすすめスポットは?



Pablo ×パールズコレクション
白のフォトブース

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で様々なイベントが中止され、また、外出もしにくくい状況ですが、花や観葉植物で少しでもみなさんの心を元気にできたら、と頑張っています。

花は生き物と同じで寿命があります。そんな花を多く扱うのでお世話が大変ですが、開店以来ずっと支えてくださるお客様がいることや、当店が作った商品を「贈り物でもらつて素敵だったから」とご来店くださったり、今では遠方からも利用してくださいのお客様がいるのでとても励みになります。

次の志摩びとを紹介してください
大王町波切で飲食店「Cafe C.C.」を経営されている薄衣美奈さんです。

志摩びと No.35
濱口亮さんのプロフィール



大王町波切でフラワー・ショップ「Pabio」を経営しています。

志摩びと?クイズ

Q.55 6月を代表する花「紫陽花」。花言葉は次のうちどれでしょう。

①移り気、家族愛、乙女の愛 ②憧れ、崇拜、私の目はあなただけを見つめる

③思いやり、不滅の愛、愛の告白

正解はP28にあります。



太平洋・島サミットNEWS!

問い合わせ 総合政策課 ☎ 44-0205 FAX 44-5252

太平洋・島サミットって？

ミクロネシア、メラネシア、ポリネシアの国々からなる太平洋島しょ国は、大変親日的で、国際社会において日本の立場を支持するなど、日本にとって重要な国々です。太平洋・島サミット(Pacific Islands Leaders Meeting: PALM)は、日本がこれらの国々との関係を強化する目的で、1997年に初めて開催され、以後3年毎に日本で開催されています。太平洋島しょ国が抱える様々な課題について共に解決策を探り、太平洋島しょ地域の安定と繁栄を目指し、首脳レベルで議論を行っています。



パラオ共和国の島々
きれいな海だね～！
あご湾の景色にも似ているね！！



令和3年に志摩市で開催！

志摩市での開催に向け三重県とともに誘致に取り組んでいたところ、令和3年に開催される第9回太平洋・島サミットが三重県・志摩市で開催されることが決定しました。令和3年は、G7伊勢志摩サミットの開催から5周年、また、太平洋島しょ国の一であるパラオ共和国と三重県が友好提携を締結してから25周年の記念すべき年でもあります。

志摩市は、あご湾をはじめとした美しい里山里海の自然景観に加え真珠養殖や海女文化、伊勢神宮の悠久の歴史などを有する人文景観があり、まさに自然と人間とが持続的に共生してきた地域です。この機会に、志摩市の魅力を世界に発信します。



シリーズ SDGs 未来都市

SDGs
未来都市 志摩
SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



問い合わせ SDGs未来都市推進室 ☎ 44-0206 FAX 44-5252 総合政策課 ☎ 44-0205 FAX 44-5252

【太平洋・島サミット】と SDGs

きれいな海を
守っていこう!!



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



志摩市にもあご湾をはじめとする美しい里山里海の自然景観がありますが、太平洋・島サミットの参加国の島々も自然豊かな美しい景観が広がっています。

太平洋・島サミットでは、自然環境や気候変動の課題についても話し合われます。

太平洋・島サミットには日本を含む19か国が参加します。太平洋・島サミットにはこれらの国々と関係を強化する目的があり、さまざまな課題について、共に解決策を探ります。

各国と連携
しよう!!



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



SDGs未来都市である志摩市は、この機会に、人と自然との持続可能な暮らしや豊かな食文化などの魅力を島しょ国のリーダーをはじめ、全世界に発信していきます。



申し込み方法

図柄ナンバー申込サービス

(<http://www.graphic-number.jp>)で
申し込むか、近くの自動車
販売店、整備工場などへ
相談してください。



図柄入り伊勢志摩ナンバープレート 5月11日から交付が始まりました

総合政策課 ☎ 44-0205 FAX 44-5252

伊勢志摩ナンバー地域 7 市町（伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・南伊勢町・明和町）では、この地域の魅力をイメージした図柄入りナンバープレートの交付を開始しました。

プレートの交付には手数料がかかります。また、手数料に加えて 1,000円以上の寄付を行うとフルカラーに、寄付がない場合はモノトーンになります。寄付金は、公益財団法人日本デザインナンバー財団が管理し、この地域の交通改善・観光振興などの取り組みに使用します。

なお、事業用のプレートには緑色、軽自動車用のプレートには黄色の縁が付きます。

現在使用している車両でも
取り付け可能です！

図柄入りナンバープレート交付手数料

寄付金なし（モノトーン）	2枚1組
登録自動車（大型車を除く）	7,500 円
大型車	11,620 円
軽自動車	8,250 円

※図柄入りは「希望ナンバー制度」による申し込み（受注生産）です。
希望番号は、4桁の番号部分のみ希望できます。

水道料金の基本料金を 全額免除します

新型コロナウイルス感染症が経済的に大きな影響をもたらしている状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、**6月検針（5月使用分）から11月検針（10月使用分）の水道基本料金（メーター使用料を含む）を全額免除します。**この免除にかかる手続きは不要です。

なお、感染拡大に伴い収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金等のお支払いが困難な人への支払期限の猶予も引き続き承りますので電話等でご相談ください。



令和元年度

志摩市の財政状況をお知らせします

市の財政状況を市民の皆さんにご理解いただくため、「志摩市財政状況公表条例」に基づき令和2年3月31日現在の令和元年度財政執行状況をお知らせします。

なお、出納整理期間が5月31日まであるため、決算の数字とは異なります。

財政経営課 ☎ 44・0204 FAX 44・5252

10

〈歳出〉

(単位:千円)

区分	予算現額	支出済額	(執行率)
議会費	212,107	205,689	(97.0%)
総務費	3,813,954	3,402,702	(89.2%)
民生費	7,956,536	7,582,552	(95.3%)
衛生費	2,786,397	2,666,690	(95.7%)
農林水産業費	478,503	327,304	(68.4%)
商工費	437,822	342,442	(78.2%)
土木費	1,215,347	1,035,359	(85.2%)
消防費	1,356,676	1,299,210	(95.8%)
教育費	3,387,479	3,028,535	(89.4%)
災害復旧費	12,730	2,925	(23.0%)
公債費	4,738,620	4,738,263	(100.0%)
予備費	14,271	0	(0.0%)
合計	26,410,442	24,631,671	(93.3%)

※予算現額とは、当初予算額に補正予算による増減と前年度からの繰越予算を加えた額です。

歳出用語解説

議会費	議会の運営などに使われる経費です。
総務費	全般的な管理事務や企画調整事務、財政・財務管理、徴税、選挙など行政運営に使われる経費です。
民生費	高齢者・障がい者・児童の福祉などに使われる経費です。
衛生費	健康で衛生的な生活環境を守るために、保健・医療・環境保全などに使われる経費です。
農林水産業費	農林水産業の振興を図るための支援や生活基盤整備などに使われる経費です。
商工費	中小企業の振興を図るための支援や観光振興に使われる経費です。
土木費	道路・公園の整備、市営住宅などの改良や維持管理に使われる経費です。
消防費	消防、救急、防災などに使われる経費です。
教育費	小中学校や幼稚園など教育施設の整備や運営、社会教育などに使われる経費です。
災害復旧費	災害によって生じた被害の緊急的な復旧に使われる経費です。
公債費	市の借金の返済に充てられる経費です。
予備費	不測の事態による予算不足に充てる予備的な経費です。

◆一時借入金残高

(単位:千円)

区分	借入残高
一般会計	1,000,000
特別会計	0
企業会計	50,000
合計	1,050,000

「一時借入金」…支払いなど一時的に資金不足になったときに金融機関等から借り入れるお金で、短期間で返済されます。

◆地方債現在高

区分	現在高(千円)	1人当り負担額(円)	1世帯当り負担額(円)
一般会計	26,207,535	535,306	1,147,591
(うち、合併特例債)	(10,804,844)	(220,696)	(473,129)
特別会計	2,243,657	45,828	98,247
企業会計	2,672,518	54,588	117,026
合計	31,123,710	635,722	1,362,864

※人口:48,958人、世帯数:22,837世帯(令和2年3月31日現在)

◆企業会計の予算執行状況

(単位:千円)

会計別	予算の種類	収入予算額	収入済額	収入率	支出予算額	支出済額	執行率
水道事業	収益的収支	1,739,834	1,755,297	(100.9%)	1,577,750	1,485,244	(94.1%)
	資本的収支	65,232	65,852	(101.0%)	894,461	705,009	(78.8%)
病院事業	収益的収支	1,265,891	1,302,386	(102.9%)	1,371,995	1,287,983	(93.9%)
	資本的収支	181,705	175,605	(96.6%)	181,705	181,703	(100.0%)

(令和2年3月31日現在)

※収入予算額及び支出予算額とは、当初予算額に補正予算による増減と前年度からの繰越予算を加えた額です。

「企業会計」…会社などのように独立採算を基本として経営を行っている地方公営企業の会計です。

志摩市では水道事業、病院事業がこれに当たります。

「収益的収支」…経営活動全般に関する収支をいいます。

「資本的収支」…施設の建設などに関する収支をいいます。

志摩市の財政状況をお知らせします

◆歳入用語解説

市税 市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税などの市が徴収できる税金です。

地方譲与税・各種交付金 国の目的税などを財源として、地方自治体へ交付されるお金です。

地方交付税 地方自治体の財政力に応じて、国から配分されるお金。自治体間の財政格差を縮め、全国どこでも必要最小限の行政サービスを提供するのが目的です。

分担金及び負担金 保育料や工事分担金などがこれにあたります。

使用料及び手数料 市の公共施設使用料や市営住宅使用料などが使用料、住民票交付手数料や一般廃棄物処理手数料などが手数料にあたります。

国庫支出金・県支出金 市が行う事業に対し、国や県が出す補助金・負担金・委託金で、使い道はあらかじめ決められています。

繰入金 各種基金（預金）から一般会計へ繰り入れるお金。預金を下ろすようなものと考えてください。

市債 市の借金。一時的に大きな支出があるときや、将来にわたって市民も負担するものがふさわしい場合に、決められた手続きで借りるお金です。

◆各種基金現在高

(単位:千円)

種別	現在高
財政調整基金	3,781,663
減債基金	259,237
地域振興基金	2,490,443
山林運用基金	173
地域福祉基金	60,551
阿児地区振興基金	143,581
船越地区振興基金	255,035
真珠養殖漁業振興基金	34,290
浜島地区福祉施設整備基金	147,984
奨学基金	135,000
災害援助基金	8,079
鵜方小学校図書充実基金	1,071
観光農園基金	2,380
鵜方駅前公共駐車場施設整備基金	17,943
ふるさと応援基金	1,277,581
まちづくりクラウドファンディング 活用支援基金	9,183
奨学金返済支援基金	16,064
創業等支援基金	10,639
国民健康保険財政調整基金	394,751
国民健康保険出産費資金貸付基金	2,400
国民健康保険高額療養費貸付基金	5,000
介護保険介護給付費準備基金	234,857
合計	9,287,905

◆特別会計の予算執行状況

(単位:千円)

会計別	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険特別会計	6,609,697	6,289,407	(95.2%)	6,178,944	(93.5%)
後期高齢者医療特別会計	1,380,268	1,366,086	(99.0%)	1,283,509	(93.0%)
介護保険特別会計	7,430,224	7,366,889	(99.1%)	6,696,615	(90.1%)
下水道事業特別会計	559,409	556,015	(99.4%)	493,935	(88.3%)
住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,437	12,507	(194.3%)	6,206	(96.4%)

※予算現額とは、当初予算額に補正予算による増減と前年度からの繰越予算を加えた額です。

「特別会計」…特定の目的のために設けられた別会計で、特定の財源で事業を行います。市町村の実情に合わせて独自に持つことができます。志摩市は5つの特別会計を持っています。

◆一般会計の予算執行状況

<歳入>

(単位:千円)

区分	予算現額	収入済額	(収入率)
市税	5,739,958	5,704,244	(99.4%)
地方譲与税	172,797	176,186	(102.0%)
利子割交付金	4,500	5,024	(111.6%)
配当割交付金	23,000	25,745	(111.9%)
株式等譲渡所得割交付金	17,000	14,143	(83.2%)
地方消費税交付金	862,000	871,763	(101.1%)
ゴルフ場利用税交付金	45,000	45,043	(100.1%)
自動車取得税交付金	35,001	37,110	(106.0%)
地方特例交付金	85,856	102,142	(119.0%)
地方交付税	9,528,941	9,558,883	(100.3%)
交通安全対策特別交付金	3,000	3,337	(111.2%)
分担金及び負担金	132,332	126,896	(95.9%)
使用料及び手数料	280,725	284,072	(101.2%)
国庫支出金	2,209,050	2,163,773	(98.0%)
県支出金	1,267,796	1,148,505	(90.6%)
財産収入	18,915	19,657	(103.9%)
寄附金	423,486	377,340	(89.1%)
繰入金	2,104,859	2,028,066	(96.4%)
繰越金	660,451	660,451	(100.0%)
諸収入	461,175	371,835	(80.6%)
市債	2,324,600	729,700	(31.4%)
環境性能割交付金	10,000	9,250	(92.5%)
合計	26,410,442	24,463,165	(92.6%)

※予算現額とは、当初予算額に補正予算による増減と前年度からの繰越予算を加えた額です。

◆市税の状況

(単位:千円)

税目	予算現額	調定額	収入済額	(対予算)	(対調定)
市民税	2,062,258	2,182,798	1,992,891	(96.6%)	(91.3%)
固定資産税	3,009,477	3,476,585	3,031,492	(100.7%)	(87.2%)
軽自動車税	192,861	219,491	195,595	(101.4%)	(89.1%)
市たばこ税	346,370	352,424	352,424	(101.7%)	(100.0%)
特別土地保有税	1	6,511	0	(0.0%)	(0.0%)
入湯税	128,991	131,966	131,842	(102.2%)	(99.9%)
合計	5,739,958	6,369,775	5,704,244	(99.4%)	(89.6%)

※税などを市の収入にしようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する行為を調定といい、その決定した額が調定額です。この調定に基づき、納入義務者に対し納入通知書が発送されます。

志摩市民病院だより

問い合わせ 志摩市民病院
FAX 7272・5555
3949

◆志摩市民病院及び浜島診療所電話診療実施のお知らせ



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話診療（初診・再診）を実施しています。電話診療を希望される人から電話で連絡を受け、医師が患者の状態を聞き取り、診療を行うものです。

電話診療を希望される人は、事前に電話でご連絡ください。

※外来診療、検査等は通常どおり行っています。

志摩市民病院 72・5555
浜島診療所 53・0101
※浜島診療所の電話診療は、平日（土日・祝日は除く）9時～16時30分に限らせていただきます。

複数の団体様、個人の方から医療物資のご寄附をいただいております。当院へご配慮をいただきまことに心よりお礼申し上げます。

ご寄附いただいた品は大切に使用させていただきま

◆医療物資のご寄附に対するお礼

※休日や夜間に具合が悪くなつた人に応急処置をします。

あらかじめ、電話でお問い合わせください。

・土曜日・日曜日と祝日
8時30分～17時
21時30分～翌日8時30分

志摩市地域包括支援センター（担当地区：阿児・大王・志摩）
浜島・磯部地域包括支援センター（担当地区：浜島・磯部）

電話 6844・0284
2211
FAX 6844・5260
7755

地域包括支援センターかわら版

地域包括支援センターは高齢者の暮らしを総合的にサポートします!!



皆さんで住民主体型デイサービスを運営してみませんか？

志摩市では、介護予防のための自主的な通いの場つくりを応援しています。「まだまだ元気だけど日常生活に少し不便が出てきた」、「ご近所で閉じこもりがちな人がいる」など、要介護になってしまう前に、みんなで通う！つながる！元気になる！支えあいで介護予防につながる活動を定期的に実施している場所を探しています。あなたが定期的に通う場所、あなたが作りたい通いの場所を市の補助金を活用して運営してみませんか？



住民主体型デイサービスの実施団体となるには



- ・概ね週に1回の開催（2時間以上）
- ・運動機能の維持・向上を目的とした体操等の実施
- ・要支援者等を3人以上受け入れができる体制の確保
- ・3ヶ月ごとの運営実績報告の提出（提供日誌、参加者名簿）

補助金（事業備品等準備費、会議費、印刷製本費、広報宣伝費 等）

- ・立ち上げ支援補助金（最初の申請から12か月以内） 最大10万円
- ・定着化支援補助金（最初の申請から12か月間）

開催した週あたり7,000円 または実際にかかった費用と比較し安い方12か月後からは3,400円

事業実施団体の指定及び補助金交付についてくわしくはお気軽にお問い合わせください。

現在市内4地区（浜島町迫子、大王町船越、阿児町鵜方、磯部町三ヶ所）で開催されています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催時期を調整させていただく可能性があります。

引き続き県立志摩高等学校 漫画・文芸研究部協力による4コマ漫画はお休みさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、特定健康診査・がん検診等の実施期間が変更になる場合があります。

風しん抗体検査 および
各種予防接種・健(検)診を受けられる人へ
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、必ず事前に医療機関に電話予約のうえ受診してください。

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査のお知らせ

特定健康診査 (志摩市国民健康保険加入の人)

問い合わせ 保険年金課 ☎ 44-0213

糖尿病などの生活習慣病を引き起こす危険因子となる内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防と解消を目的とした健診です。

過去の未受診者の人を対象に、受診勧奨センターから電話で、またハガキにより受診の呼びかけをさせていただく場合があります。

◆対象者 志摩市国民健康保険加入者で40歳～74歳の人

◆年齢基準 令和3年3月31日現在の年齢
(昭和20年9月1日～昭和56年3月31日生)

◆実施方法 医療機関一覧から各自でお申し込みください。

◆実施期間 7月1日～11月30日

(必ず受診券に記載された期間内に受診してください。)

◆自己負担額 対象年齢全ての人 500円

※昨年までは70歳未満の人の自己負担額は1,000円でしたが、今年度より半額を市が負担し、500円となります。

◆健診内容 既往歴の調査・自覚病状および他覚病状の検査・身体計測・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査
追加項目(腎機能・肝機能・尿酸代謝・尿潜血・貧血検査・心電図検査)

◆詳細な検査 医師が必要と判断した人に実施
・眼底検査

◆持ち物 受診券(保険年金課から6月下旬に送付します)
志摩市が交付する国民健康保険被保険者証
質問票(あらかじめ記入して持参してください)

◆受診方法

①希望する医療機関へ電話で予約する。
②医療機関の指示(食事制限等)に従い、予約した日時に受診する。
③健診結果を医療機関から受け取り確認する。

★志摩市国民健康保険以外の医療保険に加入している人は、加入する医療保険者にご確認ください。

特定保健指導

(志摩市国民健康保険加入の人)

問い合わせ 健康推進課 ☎ 44-1105

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の改善のために、保健師や管理栄養士等が特定保健指導を実施します。

◆対象者 志摩市国民健康保険加入者で、特定健康診査で内臓脂肪症候群による生活習慣病のリスクが高いと判定された人

◆内容 食事・運動・生活リズム等生活習慣改善のために面接・電話等で支援します。

◆利用方法 対象者に「特定保健指導利用券」を送付しますので、お申し込みください。
費用は無料です。

生活習慣改善のために利用しましょう。

後期高齢者健康診査

(後期高齢者医療保険加入の人)

問い合わせ 三重県後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6884

◆「後期高齢者健康診査」は、三重県後期高齢者医療広域連合から6月下旬に受診券を送付します。

※5月～7月中旬に75歳になる人には8月中旬に、8月中旬に75歳になる人には9月中旬に受診券を送付します。

◆自己負担額

住民税課税世帯の人 500円
住民税非課税世帯の人 200円

個別がん検診のご案内

令和2年度から個別がん検診(胃がん・大腸がん・前立腺がん・肝炎ウイルス・乳がん・子宮頸がん)、8月から集団がん検診が開始されます。

くわしくは、6月中旬に各戸配布される冊子『がん検診のお知らせ』をご確認ください。

問い合わせ

健康推進課(保健センター)

☎ 44-1105 FAX 44-1102

6月4日～10日は歯と口の衛生週間です 口腔ケアをして免疫力アップ!!

6月4日から10日は、歯と口の衛生週間です。新型コロナウイルス感染症が猛威をふるっていますが、感染しないためにも、手洗い、咳エチケット、人込みの多い場所を避けることが大事です。また、ウイルスは口から入ってきますので、口を清潔に保ち、免疫力を上げましょう。口の免疫力を上げるには、歯みがきや舌磨きで口を清潔にしたり、舌や口の周囲の筋肉を鍛えて鼻呼吸をして、口の乾燥を防いだりすることが、効果的と言われています。

問い合わせ 健康推進課 ☎ 44-1100

「あいうべ」体操をして、舌や口まわりを鍛えましょう



①「あー」と、口を大きく開く。

②「いー」と、口を大きく横に広げる。

③「うー」と、口を前に突き出す。

④「べー」と、舌を突き出して下に伸ばす。

※①～④を1回として、1日30回(3分間)を目標に、くつろいでいる時に家族で行ってみてください。

知つて安心！ 国民年金

保険年金課年金係

44・0213

FAX 44・5260

伊勢年金事務所

0596・27・3601

により、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となります。
具体的な手続きについては、年金事務所または保険年金課および各支所にお問い合わせください。

◆年金額の改定について

年金額は物価や賃金の変動に応じて改定を行う仕組みとなっています。

改定を行った仕組みでは、年金額は、法律の規定に基づき、6月受け取り分から前年度より0.2%プラスで改定されます。

くわしくは年金事務所までお問い合わせください。

◆任意加入制度をご存じですか？

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や免除期間等が原則として10年以上必要となります。

が、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます。)

令和2年5月から、新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより、収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能になります。

また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きが可能になります。

◆付加保険料の納付のご案内

付加保険料は、将来、高い老齢給付を受けたいという要望により設けられたもので、第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。ただし、国民年金基金に加入中は付加保険料を納付できません。また、農業者年金の被保険者になった場合、希望の有無にかかわらず、付加保険料を納めなければなりません。

老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。ご希望の人は、保険年金課および各支所または年金事務所へお申し込みください。

※付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります。納付期限は翌月末日(土・日・祝日の場合は翌日)です。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

付加保険料もまとめて前払い(前納)すると割引があります。

◆月に一度、出張年金相談があります

年金事務所へ出向くのが困難な場合など、年金請求の手続きや受給している年金についての相談をお近くで済ますことができます。

令和2年4月からは予約が必要となりており、予約は1か月前から年金事務所で受け付けしています。人数に限りがありますので、お早めにご連絡ください。

○とき 毎月第2木曜日
(祝日を除く)

○ところ 志摩市商工会館
10時から15時

※9月以降は磯部生涯学習センターに変更となります。

予約時に、必要なものなど確認をお願いします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、お客様の安全配慮のため、急遽開催を見合わせる場合がありますので、ご了承ください。

◆離婚時の厚生年金の年金分割について

離婚した場合、二人の婚姻期間について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額を二人で分割できます。年金分割の手続きは、

くわしくは年金事務所までお問い合わせください。

請求期限(離婚をした日の翌日から2年)を経過すると、請求することができます。また、既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求することができますので、お早めに年金事務所までご相談ください。

市民参加の市政運営を目指して

「令和元年度情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況を報告します」

情報公開制度

情報公開制度とは、市情報公開条例に基づき、市が保有する公文書を、市民の皆さまの求めに応じて開示する制度です。「知りたい」と思う情報を、だれもがいつでも開示請求することができます。市も積極的に情報提供に努めています（一部開示できない情報もあります）。

令和元年度の運用状況（下表）は、請求件数が269件で、請求内容は道路工事等入札、施設等解体工事、水道配水管布設替工事、教科用図書採択協議会の議事録など多岐にわたっています。なお、部分開示（31件）や非開示（1件）は、個人情報に関する内容などを理由に一部非開示又は非開示とし、保存期間の過ぎた文書や文書が存在しない文書不存在は5件ありました。

個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、個人の権利利益を保護するために、市が保有している自己に関する個人情報を皆さまからの請求に応じて開示するものです。また、その内容での訂正を求める権利を定めた制度です。令和元年度の開示請求は7件（内訳は開示2件、部分開示5件）でした。なお、自己情報の訂正・是正請求はありませんでした。今後も、市が保有している情報を、市民の皆さんに積極的に提供するとともに、個人情報の適正な運用に取り組んでいきます。

総務課

44・0201

FAX
44・5252

実施機関名	請求件数	開示決定状況				
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否を明らかにしない
市長	185	157	24	1	3	-
議会事務局	1	1	-	-	-	-
教育委員会	42	40	1	-	1	-
選挙管理委員会	0	-	-	-	-	-
農業委員会	2	-	2	-	-	-
固定資産評価審査委員会	3	-	2	-	1	-
公営企業管理者	36	34	2	-	-	-
合計	269	232	31	1	5	-

ふるさと応援基金の運用状況をお知らせします

平成20年度から始まった、ふるさと応援寄附制度（ふるさと納税制度）により、令和元年度は、ガバメントクラウドファンディングを含め、5,303件、3億7488万649円のご寄附をいただきました。

この寄附金を、下記のとおりふるさと応援基金として積み立て、運用しました。

今後も、ご寄附をいただいた皆さまの思いを反映したまちづくりを進めていきます。

令和元年度中の寄附金集計

収入	
寄附金	374,880,649円
（うちガバメントクラウドファンディング 1,650,000円）	
基金利息	158,865円
支出 基金活用（取崩額）	
地域生活拠点づくり事業	1,800,000円
種苗放流事業	6,500,000円
道路維持修繕経費	21,470,000円
中学生海外派遣事業	3,500,000円
避難所運営用品購入事業	10,810,000円
獣害対策事業	5,000,000円
国際交流員配置事業	6,680,000円
証明書コンビニ交付システム構築事業	29,900,000円
ほか52事業	277,416,000円
合計	363,076,000円

令和元年度末時点での基金残高

ふるさと応援基金	1,277,580,660円
内訳	
環境に関する事業	310,962,168円
生活・安全に関する事業	37,503,005円
産業の振興に関する事業	156,032,002円
健康・福祉に関する事業	161,550,003円
教育・文化に関する事業	106,881,110円
まちづくりに関する事業	97,351,100円
その他個別の指定事業	420,000円
事業指定なし	405,797,004円
ガバメントクラウドファンディング	244,000円
※基金積立残高には、寄附金のほかに利息840,268円を含んでいます。	
※基金積立額と収入額との差異は、基金積立時期の年度またぎにより生じます。	

問い合わせ 総合政策課
44・0205 FAX 44・5252
E-mail sogoseisaku@city.shima.lg.jp



児童手当の現況届を提出してください

現在、児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届を提出する必要があります。この届は、受給資格を確認するためのもので、提出がないと6月以降の手当が受けられなくなります。

対象となる人には6月上旬に現況届用紙を送付しますので、記載内容を確認の上、6月30日(火)までに子ども家庭課または各支所へ提出してください(※公務員は勤務先で手続きしてください)。

○児童手当とは

1. 支給対象

中学校卒業まで(15歳になつた日以降最初の3月31日まで)

2. 支給手続き

児童を主に養育している人

児童を主に養育している人が請求し、認定を受けることにより、原則として請求した翌月分から支給されます。

3. 支給時期

手当は原則として、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

問い合わせ

子ども家庭課

☎ 44・0282

問い合わせ

○新規請求は手続きが必要です
子どもが生まれたり、転入したり、公務員でなくなったりした場合などに新たに児童手当を受けようとする人は、必ず認定請求の手続きをしてください。出生届や転入届を出しただけでは受給できません。

児童の年齢	児童手当の額 (一人当たり月額)
3歳未満	一律月額15,000円
3歳以上 小学校修了前	月額10,000円 (第3子以降は月額15,000円)
中学生	一律月額10,000円

※所得が所得制限限度額以上の場合は特例給付として児童一人につき月額5,000円

4. 支給額

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の支給について

戦没者などの遺族に対して国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)が支給されることになりました。

○支給の対象者

【受給できる人】戦没者などの死亡当時のご遺族で令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人(戦没者の妻、父母など)がいない場合に、ご遺族のうち代表者1名に対し特別弔慰金が支給されます。なお、日本国籍喪失、戦没者との親族関係が終了(離縁)しているなどの場合は支給対象になりません。

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間

令和5年3月31日(金)まで(3年間)

第11回特別弔慰金の請求には、次の書類を提出していただきます。

- ①戦没者などの遺族に対する特別弔慰金請求書
- ②戦没者などの遺族の現状などについての申立書
- ③第11回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
- ④令和2年4月1日現在の請求者の戸籍抄本(謄本でも可)
- ⑤その他、戦没者死亡当時のご遺族(妻、子、父母、祖父母、兄弟姉妹など)の現在までの状況(死亡日、婚姻日など)を確認できる資料があればご持参ください

※請求に必要な戸籍などの書類は請求者によって異なります。請求にあたり必要な書類については、お問い合わせください。

その他 ○手続きを行うにあたって、時間がかかることがありますのであらかじめご了承ください。

○添付書類など、追加で資料をお出しいただくことがあります。

○来庁いただく際は、マスクの着用等による新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

請求手続きの窓口

- 地域福祉課:☎ 44・0283
- 浜島支所:☎ 53・3001
- 大王支所:☎ 72・4300
- 志摩支所:☎ 85・1112
- 磯部支所:☎ 55・0026

問い合わせ 県子ども・福祉部地域福祉課 福祉・援護班 ☎ 059・224・3092



◎令和2年実行委員の皆さん
秋頃から数回、実行委員会で話し合いを重ね、成人式の司会や新成人誓いの言葉の朗読などを担当しました。また、式典でのアトラクションとして、スライドショーの作成などを企画・運営し、新成人の心に残る成人式となりました。

令和3年志摩市成人式の実行委員を募集します

令和3年1月10日(日)開催の志摩市成人式の実行委員を募集します。

一生に一度の成人式……参加するだけでなく、思い出深いものとなるよう自分たちの手で企画・運営してみませんか?

会議の開催日時は、委員の都合を考慮し決定します。成人式当日の打ち合わせ等も短時間で終わりますので、お気軽にご応募ください。

対象:新成人(平成12年4月2日~平成13年4月1日生まれ)で、成人式の企画・運営に携わってみたい人。

募集人数:10名程度

募集期限:7月17日(金)

志摩市成人式実行委員会Facebook [○検索](#)

成人式記念写真の引き換えはお済みですか?

令和2年志摩市成人式の記念写真を生涯学習スポーツ課でお預かりしています。引き換えがまだの人は、引換券を持参のうえ、引き換えをお願いします。

引換窓口:生涯学習スポーツ課 8時30分~17時15分(土・日、祝日除く)

申し込み・問い合わせ 生涯学習スポーツ課 ☎ 44-0339 FAX 44-5263 Email: ky-sgakuspo@city.shima.lg.jp

下水道処理場でつくられる有機入肥料 ガツツくんを無料で配布します

坂崎浄化センターとの矢浄化センターでできた有機入肥料『ガツツくん』は農林水産大臣の肥料登録をして公共施設の花だんや植栽などの肥料として使用されてきましたが昨年度から市民の皆さんにも無料でお渡しをしています。希望される人は次の注意事項を確認したうえでお申し込みください。



その①ガツツくんの特長

1. この肥料は、志摩市磯部町坂崎浄化センターおよび矢浄化センターで発生する下水道汚泥を脱水乾燥ユニットで乾燥させ自然発酵させた有機入肥料です。自然発酵を約一か月間実施しています。
2. 有機物・窒素を多く含んでいますので、やせた土地の地力を高め、農作物はもちろん、樹木や花にも効果があります。
3. 有用微生物が豊富で、土壤微生物を増殖させ、団粒化します。
4. 保水力、通気性、保肥力など、土壤改良にも適しています。

その②ガツツくんの使用方法

☆1アールあたりの施用量としては、成分表を目安として作付け前(秋施用)の土壤とよく混ぜ、数日たってから作付けすると効果を高めることができます。(参考:水稻の場合200kg/10a程度)

☆肥料成分のうち、加里分が不足しているので、用途によっては加里肥料を補ってください。

その③ガツツくんの無料配布方法

- 1)肥料は、一世帯につき10袋までです。(1袋の重さは10kg)

申し込み方法は、お電話で「肥料申し込み」と伝え、お名前とご住所、連絡先と希望の数量を伝えてください。

- 2)申し込み期間は7月1日(水)から7月10日(金)までの平日8時30分~17時15分までです。数に限りがありますので、申し込みの先着順とします。

3)受け渡し日は、第1回目は7月29日(水)午前9時から正午までの間にあります。第2回目以降は、決まり次第予約をいたいた人に直接ご連絡します。(概ね2か月に1回の受け渡しを予定しています。)

- 4)受け渡し場所は坂崎浄化センターで行いますので直接お越しください。配達はいたしません。
代理の人でも結構ですが誰の分を受け取りに来たと伝えてください。

- 5)主要な成分の含有量は窒素全量2.8%、りん酸全量5.3%、加里全量0.5%未満、炭素窒素比6です。
加里分が少量ですので他の肥料で補うことをお勧めします。

★肥料袋は通気用に細かい穴があいており、運搬には細かい粒子状の肥料が落ちることがあります。車内に肥料が残留しますので、大きめのビニールシート等をご用意ください。

申し込み・問い合わせ 下水道課 ☎ 44-0225 FAX 44-5261

市営住宅入居者募集

住宅営繕課 ☎ 44-0306

1. 申込期間 6月1日(月)～6月15日(月) 8時30分～17時15分(土・日・祝日の受付はありません)

2. 募集戸数

(1) 公営住宅 16団地、38戸募集します。

団地名	※構造	部屋数	建設年度	空家数	所在地
汐見成2団地 70号	簡二	2DK	昭和49年	1	浜島町浜島
ベイサイド大方団地 はまゆう棟 203号	中耐三	3LDK	平成8年	1	浜島町浜島
石塚団地 2号・4号・5号	簡二	2DK	昭和49年	3	大王町波切
石塚団地 7号	簡二	2DK	昭和50年	1	大王町波切
石塚団地 35号・36号・38号	簡二	2DK	昭和55年	3	大王町波切
浦山団地 12号・14号	簡二	2DK	昭和51年	2	大王町船越
塩田岡団地 23号・25号・26号	簡二	2DK	昭和53年	3	大王町船越
野名団地 29号	簡二	2DK	昭和54年	1	大王町波切
道筋団地 8501号・8503号・8505号	簡二	2DK	昭和59年	3	大王町波切
道筋団地 8609号・8610号	簡二	2DK	昭和60年	2	大王町波切
金剛院前住宅 2号	耐二	3K	昭和60年	1	志摩町片田
畠野住宅 4号	耐二	3K	昭和61年	1	志摩町布施田
山寺住宅 18号	簡二	2DK	昭和51年	1	志摩町和具
笹山新設住宅 12号・16号・17号・19号	耐二	3DK	昭和54年	4	志摩町和具
細田住宅 1号・5号・6号	耐二	3LDK	平成8年	3	志摩町越賀
うらじろ団地 旧C棟7号	簡二	2DK	昭和56年	1	阿児町神明
うらじろ団地 B棟102号	耐二	2K	平成13年	1	阿児町神明
うらじろ団地 B棟103号	耐二	2LDK	平成13年	1	阿児町神明
上之郷住宅 K5-6号	簡二	3DK	昭和52年	1	磯部町上之郷
的矢住宅 A-5号	簡二	3K	昭和56年	1	磯部町の矢
的矢住宅 B-5号	簡二	3K	昭和58年	1	磯部町の矢
新迫間住宅 A-3号・A-5号	簡二	3K	昭和56年	2	磯部町迫間

※ 簡二……簡易耐火2階建(プレキャストコンクリート造)

※ 耐二……耐火2階建(鉄筋コンクリート造)

※ 中耐三……中層耐火3階建(鉄筋コンクリート造)

※公営住宅は駐車場がありません。

(細田住宅、ベイサイド大方団地、磯部町の住宅を除く)

※細田住宅、ベイサイド大方団地は共益費が必要です。

※細田住宅は駐車場使用料が必要です。

(2) 特定公共賃貸住宅 1団地、4戸募集します。

※家賃月額 45,000円(駐車場1台あり)、共益費4,500円

団地名・号室	※構造	部屋数	建設年度	空家数	所在地
ベイサイド大方団地 はまゆう棟201号	中耐三	3LDK	平成8年	1	浜島町浜島
ベイサイド大方団地 あじさい棟 101号・102号・302号	中耐三	3LDK	平成10年	3	浜島町浜島

3. 申込場所 志摩市役所3階 建設部 住宅営繕課

4. 申し込み方法 申込書は住宅営繕課または各支所にあります。募集要項をよく読み、必要書類を添えて、住宅営繕課へ提出してください。なお、申込書には必ず希望する団地名と号室を記入してください。

5. その他 公営住宅の入居者募集は、年3回行っています。令和2年度の公営住宅募集期間については、今回の募集を除き次の通りを予定しています。なお、募集期間はあくまで予定であり、予告なく変更される場合がありますので、ご注意ください。くわしくは、9月及び1月号広報等にてご確認ください。

○9月24日(木)～10月15日(木) ○令和3年1月25日(月)～2月15日(月)

※募集期間は予告なく変更される場合がありますので、ご注意ください。

経営所得安定対策の申請を受付中

19

令和2年度の経営所得安定対策を実施します。

経営所得安定対策では、諸外国との条件格差による不利を補正するゲタ対策と農業経営のセーフティーネット対策であるナラシ対策、食料自給率向上のため、水田をフル活用する水田活用の直接支払交付金を実施しています。

加入希望の人は、交付要件等を確認して、期日までに申請をお願いします。

水田活用の直接支払交付金

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稻	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

産地交付金 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取り組みを支援

■対象者 下記表参照(交付金ごとに交付対象者が異なります)

■申請方法 交付申請書及び営農計画書を作成し、志摩市農業再生協議会又は東海農政局三重県拠点まで提出してください。

■申請期限 6月30日(火)まで

■問い合わせ 東海農政局 三重県拠点 地方参事官室

TEL 0120・38・3786

対象
販売農家
集落営農

畑作物の直接支払
交付金(ゲタ対策)

対象作物 麦、大豆、そば、なたね

対象
認定農業者
集落営農
認定新規就農者

米・畑作物の収入
減少影響緩和対策
(ナラシ対策)

対象
認定農業者
集落営農
認定新規就農者

米、麦、大豆を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補てん
(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)
※収入保険加入者は対象外

獣害対策事業 補助金申請の受付

市では、イノシシやシカなどの野生鳥獣による農作物の被害を軽減する事業の一環として、市内の農地に設置する防護柵(電気牧柵、防護網含む)、追払い資材の購入費用に対し、2分の1以内の補助金交付の申請を受け付けます。

なお、申請すべてを受け付けられない場合もありますので、ご了承ください。

予定期数 70件程度

補助対象要件 市内に住所を有し、または所在する農業者で、農地に防護柵等を設置しようとする人。

申請方法 農林課または各支所にある申請書に必要事項を記入し、事業を実施しようとする位置図・設置資材費用の見積書・申請者の現住所がわかる書類・市税に滞納がないことの証明を添付して、農林課または各支所に提出してください。

申請期限 予算が上限に達した時点

獣害に強い地域 づくり支援事業 補助金申請の受付

市では、地域または団体主体の野生鳥獣被害対策活動を支援するため、予算の範囲内において、鳥獣害に強い地域づくりを目的とする事業(活動)に補助金を交付します。

補助の対象となる団体の要件、事業内容や補助率などの詳細、また申請の手続きに関するることは、農林課にお問い合わせください。

補助対象要件 市内の農業者等3人以上で組織する団体、自治会、法人など

対象事業 市内で実施する次の事業

- ・野生鳥獣の追払い等を発展的に行う事業
- ・野生鳥獣害対策のための調査・研究・研修事業
- ・野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを行う事業
- ・野生鳥獣捕獲者の学習・研修・育成を行う事業
- ・試験的要素を含む野生鳥獣の捕獲を行う事業 など

樹木の剪定・刈込みをお願いします

道路上に木の枝や生け垣が張り出したり覆い被さったりすると、そこを通行する歩行者(児童・生徒・高齢者等)や自転車が、樹木を避けるために車道まではみ出さなくてはならず、大変危険です。また、道路の幅員を狭めることとなり、通行車両(緊急車両・公共交通機関等)の通行に支障をきたす場合があります。

さらに、道路標識・カーブミラーなどを見づらくなり、交通事故の原因にもなりかねませんし、これが原因で事故が発生した場合には、**樹木の所有者が賠償責任を問われる**こともあります。

私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため市で切ることはできませんので、**土地所有者に剪定・刈込みをお願い**しています。

特に通学路では、交通事故を未然に防止し、安全にかつ、安心して道路を利用できるよう、定期的な剪定・刈込みをお願いします。また、お近くでこのような箇所を見かけたら、**ご近所同士でお声掛けをお願い**します。

※剪定にあたっては、道路から4.5m以上の空間確保を
目安にお願いします。



問い合わせ 建設整備課
☎ 44-0304 FAX 44-5262

農家調査について

現在、農業委員会では、農地法に基づき農家台帳を作成し、各農家の経営状況等の把握に努めています。

対象となる農業者の皆さまへ、農業経営状況や農業従事者及び従事日数等に変更がございましたら、農業委員会事務局まで、ご連絡ください。

対象となる農業者

次の3つの要件を全て満たしている人
○志摩市に住所を有する人
○年齢が令和2年3月31日現在において20歳以上の人
○耕作面積が10a以上の人

問い合わせ 農業委員会事務局(農林課内)
☎ 44-0288 FAX 44-5262
✉ nogyoinkai@city.shima.lg.jp

狩猟免許試験のお知らせ

県では狩猟免許試験を次のとおり実施しますのでお知らせします。

免許の種類 網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許、第2種銃猟免許

試験日時・会場等

●第一回 受付期限 6月24日(水)

とき 7月4日(土)9時50分～17時

●第二回 受付期限 7月20日(月)

とき 7月30日(木)9時50分～17時

●第三回 受付期限 8月20日(木)

とき 8月30日(日)9時50分～17時

●会場 松阪市嬉野川北町530

三重県 農業大学校

提出方法 農林課及び伊勢農林水産

事務所で交付する狩猟免許申請書・受験票に、医師の診断書等・住民票の一部の写しを添えて、伊勢農林水産事務所まで提出してください。

受験手数料

初心者5,200円 一部免除者3,900円

試験科目 知識試験、適性試験、技能試験

問い合わせ

三重県農林水産部 獣害対策課

☎ 059-224-2020

伊勢農林水産事務所 森林・林業室

☎ 0596-27-5265

農林課 ☎ 44-0288 FAX 44-5262

浜島・塩屋・迫子財産区議会議員選挙は無投票となりました

令和2年4月21日に告示された浜島・塩屋・迫子財産区議会議員選挙は、各議員定数を立候補者数が超えなかったため、無投票となり、立候補した次の人が当選者となりましたのでお知らせします。

浜島財産区議会議員 (届出順・敬称略)

●谷水 平雄 ●柴原 宏光

●横山 隆夫 ●松尾 正仁

●西飯 龍弘 ●小柳 一敏

●柴原 貞一 ●松尾 泰則

塩屋財産区議会議員 (届出順・敬称略)

●赤松 清志 ●加藤 勝彦

●向井 善孝 ●向井 篤

●畠野 幸雄 ●大西 雅夫

迫子財産区議会議員 (届出順・敬称略)

●中村 誠 ●山本 功

●山本 高新 ●岡野 勝秀

●中村 拓也 ●中村 善

●岡野 直樹 ●岡野 寛

問い合わせ

選挙管理委員会(総務課内)

☎ 44-0201 FAX 44-5252



行政情報

20

行政情報

令和2年度 市・県民税 納税通知書を送付します

令和元年(平成31年)中の所得に関する申告や給与・年金の支払報告などに基づき、令和2年度市・県民税を算定しました。

課税となる人には、6月中旬に納税通知書を送付します。納税通知書が届きましたら、所得や控除などの記載内容をご確認の上、納期限までの納付をお願いします。

●納期は年4回です

・第1期納期限 6月30日(火)

・第2期納期限 8月31日(月)

・第3期納期限 11月2日(月)

・第4期納期限 12月25日(金)

※口座振替納税の場合は、納期限の日が口座振替日です。残高確認をお願いします。

※今年度から公的年金からの特別徴収が始まる人は、第3、4期分が3回に分けられ10、12、2月支給の年金から天引きされます。

なお、昨年度に引き続き公的年金からの特別徴収が行われる人につきましては、本年4月から仮徴収が始まっています(仮徴収期間:4、6、8月)。

※新型コロナウイルスの感染防止対策により申告期限延長となりましたが、令和2年3月17日(火)以降に市・県民税申告書を市へ提出、または所得税の確定申告書を税務署へ提出された場合は、申告内容が令和2年度市・県民税の当初課税(普通徴収第1期分)に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ 課税課

☎ 44-0211 FAX 44-5261



窓口封筒に広告を 載せませんか?

各種証明書などのお持ち帰り用に使う窓口封筒を広告入りで作成し、市に提供しています。

必要数 角形6号 30,000部

使用期間 現在使用中の封筒がなくなり次第およそ1年程度

申込方法 申込書と広告の概要を総務課へ提出してください。

決定方法 志摩市広告掲載要綱・志摩市広告掲載基準に基づき審査し、決定します(複数の申込みがあった場合は抽選)。

申込期限 6月12日(金)17時

問い合わせ 総務課

☎ 44-0201 FAX 44-5252

こんなにちは志摩高です

4/8 令和2年度入学式 令和2年度入学式を挙行しました。今年度の入学式は新型コロナウイルス感染症の影響で、「密閉」「密集」「密接」を避けるために様々な配慮をしながら簡素化して行いました。来賓のご臨席もありませんでしたが、77名の新入生を待ってくれていたかのように、快晴の桜吹雪の下でのすばらしい式となりました。



吉本校長は、式辞の中で、「このような大変な時こそ、人としての価値が問われる」という話をしました。また、新入生代表生徒は、力強くはきはきと誓いの言葉を述べてくれました。本来なら、入学後ひと月経ち、入学生も高校生活に慣れてくる頃なのですが、休校が続いていることも残念です。

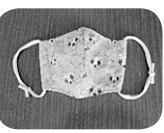
5/1 オンライン教育のテスト配信を行いました。9時30分から2,3年生が170人ほど参加したオンライン集会で、校長、生徒指導担当、人権教育担当から、コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、休校が延長となること、休校中の過ごし方、感染症に対して正しい認識を持って欲しいこと等の話がありました。続いて1年生の集会が行われ、その後各クラスのホームルームも実施しました。久しぶりに担任やクラスの友人の顔を見て楽しそうな雰囲気のオンライン授業初日となりました。



同日午後には、オンライン教育システムを使って、教員もオンライン研修を受けました。



4/21～22 教職員対象に「手作りマスク」の研修会を実施しました。講師は、家庭科の大山教諭です。



「全くミシンを使った経験がない！」など、不安でいっぱいの参加者でしたが、出来上がったマスクを着用し、満足に仕上げる事が出来ました。

【参加者の感想】

- 手作りの温かさを再認識した。
- 小学校の家庭科で習った縫い方だけなのですが、初心者の私でも意外と簡単にマスクが作れました。
- 達成感を感じた。楽しかった。
- 友だちに「手作り！」と伝えると驚かれていい気分がした。
- 布マスクは肌あたりが良くてストレスがありません。
- 家にあった残り物のスパゲッティ糸を使用。いろんな活用方法があることが分かりました。



臨時休校～学校再開へ

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県下の全県立学校が臨時休校となりました。5月中旬に学校再開となり、5月31日までは学年別登校、6月1日から全校生徒登校とする予定です。不安な日々が続きますが、1日も早く生徒たちの明るい笑顔がはじける志摩高校が戻ってくることを願っています。

今後も、学校再開へ向けた準備とともに、パソコンやスマートフォンを活用した、オンライン学習等の充実を進めていきたいと考えています。

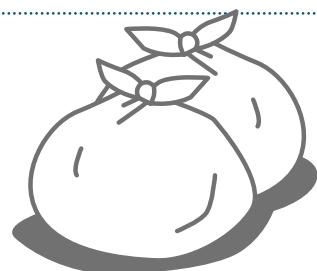
資源とごみ通信

～新型コロナウイルスに関するごみの出し方～

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した人や感染の疑いがある人などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、次のことに注意してください。

- ごみに直接手を触れないようにする。
- ごみ袋はしっかりとしばって密封する。
- ごみを捨てた後は直ちに石けんで手を洗う。

ごみの処理は、市民の皆さまの生活を維持するためには不可欠なものです。収集作業員の感染リスクを減らし、ごみの収集を安全に継続して行えるようにご協力をお願いいたします。



シリーズ

医療・福祉・介護の現場から

第96回

志摩地域医療福祉センター

通所リハビリテーション 介護福祉士 伊藤 将詞

気候も良くなってきたこの頃、町中でも散歩されている光景をよく見かけます。

ところで皆さま「防災散歩」ってご存知ですか？

防災散歩とは、皆さまがお住まいの地域を散歩しながら危険な場所を見つけたり、家族の避難場所を確認する行動を言います。

災害は突然起こりますので、安全に避難が出来るように日頃から地域の避難場所や経路を知つておくことが大切になります。

お休みの日に、ご家族でお弁当やおやつを持って防災散歩に出かけてみませんか。

防災目的だけでなく普段とは違った町の風景を楽しめたり、運動にもなって心身のリフレッシュもできると思います。

そして、散歩が終わったら今度は防災マップ作りにもチャレンジしてみてください。散歩で見つけた場所を紙に書いたり、写真を貼つたりなどして皆さまだけのオリジナルの防災マップを作るのも楽しいと思います。



センター長だよ回

センター長

田畑 好基

原稿を書いている現在は4月の下旬であり、新型コロナウイルスの肺炎がたいへん問題になっています。この広報が配布される6月にはどのような状況になっているのか予測もできませんが、健康や命の守り方をあらためて考えてみました。

新型コロナウイルス肺炎を予防するためには、外出の自粛やマスク、手洗いなどが奨められています。それらを否定するわけではありませんが、感染経路不明の症例が増えている状況をふまえれば、すべてを実施しても完全な予防は無理なんだと思います。

その病気から命を守りたい気持ちはわかりますが、ここ数十年日本人の死因で一番圧倒的に多いのは「がん」です。「がん」は国民に非常に知られて、新しいニュースや話題性がないために、大きく取り上げられなくなりましたが、死因の一位であることに変わりはありません。

今の状況でマスクをしている人は非常にたくさんですが、その方々は皆さん「がん検診」を受けられているのでしょうか？コロナウイルス感染を重く思うのもわかりますが、命にかかる病気はそれだけではありません。ぜひこの機会に、「がん検診」や一般健診を含めて、できるだけ命を守る方法を考えてみましょう。

広告

B型肝炎

給付金について

無料個別相談会

を行います。

6/19(金) いせ市民活動センター 北館
いせシティプラザ 2階会議室B

完全予約制

0120-013-621
(ご予約受付時間)
平日 9:00~18:00

個別面談なので、他の方と顔を合わせることはございません。

対象者

昭和 16年7月2日~
昭和 63年1月27日生まれ

※ご遺族の方も給付金請求できます

給付金

50万円~
3,600万円

※病態に応じて給付金等の内容が異なります

弁護士費用

着手金・相談料無料

成功報酬制

※訴訟実費別途

弁護士 法人 弁護士 館庭亨一「あいばこういち」東京弁護士会所属 登録番号35029 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A 【営業時間】平日 9:00~18:00

TEL 03-5363-6333 FAX 03-5363-6334 E-mail:info@precious-law.jp http://precious-law.jp/

無料電話相談も
同時受付中！お気軽にお電話ください

市民と共に 応援物資を送付しました!

vol.42



送付時の様子

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、志摩市と市外との往来についての自粛をお願いいたしました。志摩市出身で市外在住の学生の皆さんの中には、新型コロナウイルス感染症の感染問題で帰省したくとも叶わず、また、アルバイト等もできずに心細く思っている人もいたかと思います。そんな市外で頑張る学生たちを応援するために、感染症の影響により需要が減少している地域の产品等を活用した応援物資を、申し込みのあつた方に対して5月に発送しました。

この新型コロナウイルス感染症の収束がいつ頃になるのかまだ分かりませんが、ポストコロナ社会について考えてみると、都市集中の時代から自立分散型地域社会への変容を起ころうとしていることが重要だと考えています。密集からの脱却。インターネット、テレワーク、ワーケーション、5Gなど、その道具はそろっています。

志摩の未来を共に創造したく思います。MaaS、ドローン、空飛ぶクルマ、志摩市ではチャレンジがすでに始まっています。ピーナンチはチャンスです。市外で過ごす学生の皆さん、一人で寂しい思いをしているかもしれません、ふるさと志摩市はいつも皆さんを応援しています。ともに頑張りましょう。

志摩市長 竹内 千尋



応援物資の内容。市の特産品がたくさん！

今月号の担当は
CIRのベンさんです！

In Japan June Still Means School, But in America It's Already Summer Break!

For Japanese students, June means...more school. Even worse, there are no holidays, so there are probably many who want July to arrive sooner. But for Americans, June doesn't mean more school – it means summer break! This is due to the differences in our educational systems.

The Japanese school year starts in April, but in the US it starts in either August or September. Summer vacation in the US is usually around 3 months, so it's extremely long. Because of how long summer break is in the US, summer is strongly associated with vacation, and lots of people are always waiting for summer to arrive. However, in Japan, June and July are still school months, and summer also brings the rainy season and typhoons, so students are probably not hoping for summer to come sooner, but rather for the semester to end quickly.

Because summer has such a strong association with fun, lots of Americans tend to go on vacation during the summer. And since the US so big, there are many who just travel domestically. Among the types of domestic travel, traveling with a car, a.k.a. going on a "road trip," is particularly popular. Although the US is large, because it doesn't have a robust transportation system, most people use cars to move around. In addition, traveling with a car gives you a sense of freedom, so road trips in the US, known as the "Land of the Free," feel very American! I'm from California, and there's basically everything, from national parks and beaches to amusement parks and museums, so even if you don't leave the state, you can still do lots and lots of things, so there are plenty of Americans who haven't left their home state before. That being said, summer isn't just about traveling! In the US, there are many who just stay at home to relax and have barbecues, and there are also a lot of children who attend summer camps and programs too, so summer is a season filled with a diverse amount of activities!

Right now everyone's trying to stay inside so it's hard to really go anywhere, but you can still have fun while staying in Shima or at home, so let's all try to think of creative ways to enjoy our summers!

日本では6月はまだ学期中ですが… アメリカではもう夏休み！

日本の学生にとっては、6月といえば…まだ学校ですね。しかも、休日は全くないので早く7月になってほしい…と思う人が少なくはないでしょう。しかし、アメリカの学生にとっては、6月は学校ではなく夏休みなのです！その理由は教育制度の違いにあります。

日本の学年は普段4月から始まるのですが、アメリカの学年は8月か9月から始まります。アメリカの夏休みは3か月ぐらいなので、すごく長いです。だからこそ、アメリカでは夏が「休み」のイメージが強く、早く夏になつてほしいと思う人は多いですね。一方で、日本では6月と7月はまだ学期中だし、夏に伴う梅雨や台風などもあるので、「夏」が早く来てほしいと思うより、早く1学期が終わつてしまいと思う人がいるでしょう。

アメリカでは、夏に遊びに行く傾向が見られます。アメリカはすごく広いので、国内旅行をする人が多いです。その中で、車で旅すること、いわゆる「ロードトリップ」が特に人気があります。アメリカが広いとはいえ、交通機関がそれほど充実していないので皆がほとんど車で行動するのです。それに、車での旅は自由自在なのでロードトリップは「自由の国」であるアメリカらしいですね！僕の出身のカリフォルニア州は、国立公園や海水浴場、遊園地、美術館など、ほとんど何でもあり、州を出なくても存分に遊べるので、州を出たことのないアメリカ人も少なくないです。しかし、夏の間は旅行だけではないですね！アメリカでは、家でごろごろしたりバーベキューしたりする人が多いし、サマーキャンプやプログラムに参加する子供たちも多いので、夏は充実している季節ですね！

今はどこでもまだ自粛ムードなので外出しづらい状況にいるとは思うのですが、市内や家でも楽しく過ごせるので、この夏は想像力を働かせて楽しい過ごし方を考えましょう！

Shima Talk

市役所職員である牛場弁護士、ALTのキャミ先生、CIRのベンさんとナーサンがローテーションでコラムを掲載するコーナーです。



すくすくランド

6月の子育て支援事業のご案内



※新型コロナウイルスの影響で中止になることがあります。

事業	とき	ところ
園庭開放	育児サークルわらじっこ	毎週金曜 9時30分～11時30分 大王公民館 ☎ 72-2468
	毎週月～金	9時30分～11時 志摩幼保園 ☎ 85-3217
	毎週月～木	9時30分～11時30分 大王幼保園(大王保育所) ☎ 72-0529
	毎週水曜	9時30分～11時 浜島幼保園 ☎ 53-1220
	11日(木)	9時30分～11時 ひのでが丘保育所 ☎ 55-0577
	25日(木)	9時30分～11時 ひまわり保育所 ☎ 55-0177
	4日(木)	9時30分～11時 磯部幼保園 ☎ 55-2347
	17日(水)	9時30分～11時 立神保育所 ☎ 45-2704
	2日(火) 16日(火)	9時30分～11時 えがお志摩保育園 ☎ 45-8600
	10日(水)	9時30分～11時 鵜方保育所 ☎ 43-0156

※えがお志摩保育園の園庭開放は、1週間前までに電話予約が必要です。

志摩子育て支援センター ☎ 85-0940

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

子育て支援センターわくわくの森 ☎ 44-1117

事業	とき
センター開放	毎週月～金 9時～11時30分 13時～15時30分
育児相談	

磯部子育て支援センター ☎ 55-1741

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

浜島子育て支援センター ☎ 53-1220

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

※いずれの事業も開催日が祝日の場合はお休みです。

じんけんコーナー 184

新型コロナウイルスの3つの顔

学校教育課 ☎ 44-0336
FAX 44-5263

新型コロナウイルスによる感染が流行しています。日本赤十字社では、このウイルスの怖さを3つの「感染症」として、私たちの対策を示しています。

3つの「感染症」はつながっている。

実はこのウイルスが怖いのは、「3つの感染症」という顔があることです。知らず知らずのうちに私たちも影響を受けていることをみなさんご存知ですか？

第1の「感染症」は病気そのものです。このウイルスは、感染者との接触でうつることがわかつています。感染すると、風邪症状や重症化して肺炎を引き起こすことがあります。

第2の「感染症」は不安と恐れです。このウイルスは見えません。わからないことが多いため、私たちは強い不安や恐れを感じ、ふりまわされてしまることがあります。

第3の「感染症」は嫌悪・偏見・差別です。不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激します。そして、ウイルス感染関わる人や対象を日常生活から遠ざけたり、差別するなど、人ととの信頼関係や社会とのつながりが壊されてしまします。この「感染症」の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながります。

私たちにできること

これらの「感染症」をふせぐために、私たちはどんな工夫ができるでしょうか？

日本赤十字社パンフレット「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」より引用

第1の「感染症」をふせぐために、1人1人が衛生行動を徹底しましょう。「手洗い」「咳エチケット」「人混みを避ける」など、ウイルスに立ち向かうための行動を自分のためだけでなく、周りの人のためにもするこ

とが大切です。

第2の「感染症」不安や恐れにふりまわさないために、気づく力、聞く力、自分を支える力を高めることができます。気づく力を高めるには、立ち止まって一息入れたり、自分自身をいろいろな角度から観察してみたりすることです。ウイルスに関する悪い情報ばかりに目が向いていませんか？ なんか振り返ってみて聴く力を高めましょう。そして、今自分ができることを認めたり、今の状況だからこそできることに取り組んでみたりすることで、自分を支える力を高めましょう。

第3の「感染症」偏見や差別をふせぐためには、「確かな情報」を広めましょう。差別的な言動に同調しないようにしましょう。みんなそれぞれの場所で感染を拡大しないようにがんばっています。小さい子どもたちの家庭、高齢者治療を受けている人との家族、自宅待機している人、医療従事者、日常生活を送つて社会を支えている人…このように、敬意を払いましょう。このウイルスとの戦いは、長期戦になる事態に対応しているすべてのかたがたをねぎらい敬意を払いましょう。

このウイルスとの戦いは、長期戦になるかもしれません。それぞの立場でできることを行い、みんなが1つになって負のスパイアルを断ち切りましょう！

すくすくランド・ジムけんコーナー

きて!みて!よんでも! みんなのとしょかん・しりょくかん

新しく入った本を紹介します (★は児童書です)

25

図書館だより

家庭科3だった私がワードローブ 100%手作り服になりました。 つだらんこ 津田蘭子 / 著【手芸】

洋裁経験ゼロ。家庭科の成績はおもに3。だけど今ではワードローブ 100%手作り服!超初心者でも絶対作れる“外に着ていける服”的ソーリングレシピを紹介する。

14歳からの読解力教室

いぬすかみわ
犬塚美輪 / 著【日本語】

教科書、新聞、文学、テーマによって「読みにくい・読みやすい」がある。その「当たり前の事実」をわかりやすく説明し、「読解力」の大切さを伝える。

雪と心臓

いくまなほき
生馬直樹 / 著【小説】

偶然火事の現場に遭遇した男は、10歳の少女を救出した。しかし男は、少女を車に乗せてそのまま逃走してしまった。寂しさが、温もりが、心に触れる青春ミステリ。

暦と暮らす

うだきよこ
宇多喜代子 / 著【詩歌】

おおくを手でこなす生活は不便だが、不幸ではなかった。俳句に親しみ、先人の知恵に生きる喜びがここに。俳句で語り継ぐ、昭和日本の「季語暮らし」の逸話集。

イベントのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、おはなし会等のイベントはありません。最新の情報はホームページをご覧いただくか、図書館へお問い合わせください。

★えんそくのおばけずかん

さいとうりん
斎藤洋 / 作【物語】

えんそくにはこわいおばけがいっぱいいます。でも、このお話を読めば、だいじょうぶ!「ちこくま」をはじめ、「ブラックバス」「そんなバナナ」など、全7話を収録。

★世界の歴史大年表

【社会】

宇宙の誕生からドローンの登場まで、テーマごとの独創的なレイアウト、各時代を象徴する図版・写真を豊富に盛り込んだ年表は、どこから読んでも楽しめます。

★目で見る SDGs 時代の環境問題

ジェス・フレンチ / 著【環境問題】

人類はいま、かつてないほど大量のゴミを出し、地球を苦しめている。SDGs(持続可能な開発目標)の4つの目標をテーマに、いま、世界が抱えている環境問題を解説する。

カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
6 1	2	3	4	5	6	
7 8	9	10	11	12	13	
14 15	16	17	18	19	20	
21 22	23	24	25	26	27	
28 29	30	7/1	2	3	4	

△志摩・磯部・大王・浜島休み

○市立休み □市立・志摩・磯部休み



入館無料 志摩市歴史民俗資料館からのお知らせ

展示資料を紹介します

「下之郷村水帳」

戦国の世を勝ち抜き天下統一を果たした豊臣秀吉は、税を定めるために、全国の土地などの調査を行う太閤検地を行いました。1594年に磯部町下之郷で行われた検地の記録が「下之郷村水帳」です。



「下之郷村水帳」には田畠の面積やどれくらいの収穫があるかなどが書かれています。豊臣秀吉による太閤検地が志摩でも行われたことを伝える資料をぜひご覧ください。

(展示資料は随时入れ替えを行っているため、展示されていない場合がありますのでご了承ください。)

募 稅務職員採用試験受験者募集

受験資格

- ①令和2年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人および令和3年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人
②人事院が①に準ずると認める人

申込方法 インターネット(人事院HP)から申し込む

申込期間 6月22日(月)9時～7月1日(水)(受信有効)

くわしくはお問い合わせください。

問い合わせ 名古屋国税局 人事第二課 ☎ 052・951・3511

教科書展示会を開催します

令和3年度から中学校で使用する教科書見本を展示します。ぜひご覧ください。

とき・ところ

磯部図書室(磯部生涯学習センター内)
6月4日(木)～6月18日(木)

浜島図書室(浜島生涯学習センター内)
6月4日(木)～6月18日(木)

志摩図書室(志摩文化会館内)
6月19日(金)～7月3日(金)

志摩市立図書館(阿児町鵜方)
6月19日(金)～7月3日(金)

志摩市総合教育センター(大王町波切)
6月12日(金)～7月1日(水)

※休館日は除きます。
※志摩市総合教育センター以外の会場の最終日は、正午までの展示となります。

※志摩市総合教育センターは小中学校で現在使用している教科書も展示します。

※志摩市総合教育センターでは、教科書展示会以外でも年間を通じて小中学校で使用する教科書を展示しています。

問い合わせ 志摩市総合教育センター ☎ 52・0280 FAX 52・0283

募 「農業委員会活動計画」の意見募集

農業委員会では、年度初めに活動計画の策定および活動の点検・評価をしております。本年度の活動計画および令和元年度の活動の点検・評価は、4月3日の農業委員会総会で、「令和2年度の目標およびその達成に向けた活動計画」および「平成31年度(令和元年度)の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価」として決定しましたので、市民の皆さんに広く公開します。また、活動計画および活動の点検・評価に対する意見を募集します。

問い合わせ 農業委員会事務局(農林課内) ☎ 44・0288 FAX 44・5262 E-mail nogyoinkai@city.shima.lg.jp

募 ~行政と協働によるまちづくり~ 協働事業提案を募集します

事業提案には要件がありますので、必ず募集要項をご覧ください。

募集要項は、人権市民協働課または市ホームページで入手できます。

募集期間

6月1日(月)～7月10日(金)

募集概要

○提案は1団体1事業とし、1事業あたりの市負担金額の上限は50万円です。

○既存の活動は、提案の対象となりません。また、営利や一部の団体等の利益を目的とした提案や市への一方的な要望なども、対象となりません。

○制度の説明や事前の相談は、随時受け付けますので、お問い合わせください。

協働事業実施年度

令和3年4月～令和4年3月

問い合わせ 人権市民協働課

☎ 44・0227 FAX 44・5260

i お知らせ

「募集」「お知らせ」など役立つ情報をお知らせします

i 食中毒を予防しましょう

食中毒は季節を問わず注意が必要ですが、これから秋にかけ腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、カンピロバクターなど食中毒の発生が多くなります。

そこで、日頃から以下のことに心がけましょう。

1 次の3つのポイントに注意する。 「菌をつけない」

・調理は、必ず手洗いをしてから始め、まな板や包丁は、洗浄・殺菌したものを使用する。

「菌を増やさない」

・食品は、すぐに冷蔵庫(10℃以下)や冷凍庫(マイナス15℃以下)に保存する。

「加熱殺菌する」

・肉の生食は避け、十分加熱調理する。O-157等による細菌性食中毒の予防には「75℃、1分以上」の加熱が必要。ノロウイルスによる食中毒の予防には「中心温度が85℃～90℃で90秒以上」の加熱が必要。

2 暴飲暴食を避け、睡眠を十分とするなど規則正しい生活に努め、体調を整える。

3 自分の判断で薬を飲んだりせず、すぐに医師の診察を受ける。特に、子どもや高齢者の健康状態に気をつける。

問い合わせ 健康推進課(保健センター) ☎ 44・1100

種目	内容・対象	相談員など	日程	場所	申し込み問い合わせ
市こころの相談	こころの病やこころの健康づくりについて	保健師	6月25日(木) 9時～12時、13時～16時 ※要予約 (6月24日(水)12時まで)	保健センター(サンライフあご3階)	健康推進課(保健センター) ☎ 44・1100 ※随時相談も行っています。
出張年金相談	年金に関する相談	社会保険労務士	6月11日(木) 10時～15時 ※要予約	志摩市商工会館	日本年金機構伊勢年金事務所 ☎ 0596・27・3601
福祉総合相談	保健福祉に関する相談。 窓口が分からぬる福祉の相談。 電話での相談も可能。	健康福祉部職員	平日 9時～12時 13時～16時	市役所1階 福祉総合相談窓口	福祉総合相談窓口 ☎ 44・0217 FAX 44・5260
不動産弁護士無料相談会	不動産に関する相談	弁護士	6月16日(火) 13時30分～15時30分(予約制) 予約受付時間 平日(水曜日は除く) 10時～16時	三重県宅地建物取引業協会伊勢志摩支部 (伊勢市勢田町472)	三重県宅地建物取引業協会伊勢志摩支部 ☎ 0596・24・1685

自転車の交通ルールを守りましょう！

～自転車はルールを守って安全運転～
自転車安全利用5則

①自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車が歩道通行できるのは、
・道路標識等で指定された場合
・運転者が13歳未満、70歳以上または体が不自由な人の場合
・車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

・歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止または自転車を押して歩きましょう

④安全ルールを守る

・飲酒運転は禁止
・二人乗りは禁止
・並進は禁止
・夜間はライトを点灯
・信号を必ず守る
・交差点での一時停止と安全確認
※そのほか、傘さし運転、携帯電話やイヤフォン等を使用しながらの運転は、大変危険なため禁止されています。

⑤子ども(13歳未満)はヘルメットを着用

○自転車も交通事故を起こせば責任を問われます。万が一に備えて、自転車の交通事故の適用のある保険に加入しましょう。自転車は、手軽で環境にもやさしい便利な乗り物ですが、その利用を誤ると自らの命だけでなく、他の人の命をも奪いかねない乗り物です。自転車を乗るときは、交通ルールを守り、思いやりの運転をこころがけましょう。

問い合わせ

鳥羽警察署 交通課 ☎ 0599・25・0110
地域防災室 ☎ 0599・44・0203

伊雑宮御田植祭 中止のお知らせ

毎年6月24日に行われる伊雑宮御田植祭(国指定重要無形民俗文化財「磯部の御神田」)につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来の「竹取神事」「御田植神事」「踊込み」をはじめ、役人一同による奉仕を中止させていただくこととなりました。

国内でも多くの地域文化行事が中止、縮小される中、当番区の迫間区をはじめ、御田植祭に係る関係団体で協議した結果、祭りに奉仕される人々、観覧される皆さまの健康と安全を鑑み、苦渋の決断をさせていただくこととなりました。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、来年度の当番区は改めて迫間区となりましたことをお知らせいたします。

問い合わせ 磯部支所 ☎ 55・0026

『元気づくりウォーキング』 参加者募集

健康推進課では、身近な運動であるウォーキングを通して健康づくりをしている人を応援しています。

ウォーキングの姿勢や歩き方、運動量など、改めて見直してみませんか。

とき 6月18日(木)10時～11時30分

ところ 阿児アリーナ ベイホール

募集人員 20人

対象 20歳以上74歳以下の市民

申込期限 6月11日(木)

(定員になり次第締め切り)

その他 月1回開催しております。7月

以降の日程は、お問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、日程変更となる場合があります。

申し込み・問い合わせ

健康推進課(保健センター)

☎ 44・1100 FAX 44・1102

市長選挙の日程が決定

選挙管理委員会において、次のとおり決定されました。

選挙の期日等 投票日 10月18日(日)
告示日 10月11日(日)

市長選挙立候補予定者説明会

とき 8月21日(金) 10時

ところ 市役所 4階 401会議室

問い合わせ 選挙管理委員会(総務課内)

☎ 44・0201 FAX 44・5252

放課後児童クラブ途中入会のご案内

放課後児童クラブでは、定員に空きがある場合、年度途中でも入会の申し込みを受け付けています。

途中入会の中込期限

・入会を希望する月の前月の15日が締め切りです。(15日が休日のときは、直前の開会日)

・7月からの入会を希望の場合は、6月15日(月)が締め切りとなります。

申し込み先 各施設またはこども家庭課

・申込用紙は、各施設またはこども家庭課にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

入会決定

・審査により入会を決定します。先着順ではありません。

・申込者多数の場合、入会できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ

鵜方放課後児童クラブ ☎ 43・6044

神明放課後児童クラブ ☎ 43・3556

浜島放課後児童クラブ ☎ 090・2138・2858

大王放課後児童クラブ ☎ 72・2121

志摩放課後児童クラブ ☎ 85・1126

磯部放課後児童クラブ ☎ 55・3600

こども家庭課 ☎ 44・0282

※東海放課後児童クラブは定員を満たしているため申し込みできません。

今月の相談事業など

種目	内容・対象	相談員など	日程	場所	申し込み問い合わせ
家庭児童相談室	18歳未満の子どもについての相談。電話での相談も可能。	家庭相談員など	平日 9時～12時 13時～16時	市役所 1階⑧ 窓口 こども家庭課	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
母子・父子相談、女性相談	ひとり親家庭・寡婦からの相談。女性からの相談(配偶者からの暴力についてなど)。電話での相談も可能。	母子・父子自立支援員、女性相談員	平日 9時～12時 13時～16時	市役所 1階⑧ 窓口 こども家庭課	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
就労相談	就労支援 対象:児童扶養手当受給者	就職支援ナビゲーター 他	第4水曜日 ※変更となる場合があります	三重県志摩庁舎 1階相談室 (小会議室又は入札室)	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260 ※母子・父子自立支援員による事前聞き取りあり

6月 広報カレンダー

各種相談やイベント情報などを掲載しています

※日程などは変更となる場合があります

今月の納税・納付

市 県 民 税 1期

國民健康保険税 2期

介 護 保 険 料 2期

納期限
6月30日(火)

※口座振替の人は、預貯金残高をご確認ください。

市税の納付に関する相談は

収税課 (☎ 44-0212) まで

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	市民課窓口延長 (19時まで)					
7	8	9	10	11	12	13
	市民課窓口延長 (19時まで)					
14	15	16	17	18	19	20
	市民課窓口延長 (19時まで)					
21	22	23	24	25	26	27
	市民課窓口延長 (19時まで)					
28	29	30				
	市民課窓口延長 (19時まで)					

市休日夜間応急診療所のご案内

場 所 県志摩厚生病院2階

(旧志摩保健所)

電話番号 43-5899

診療科目 内科・小児科

受付時間 □印の日は夜間

19時30分～21時30分

○印の日は昼間

(日曜・祝日診療の日)

9時30分～12時00分

13時30分～16時00分

6月 診療日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11

歯科休日夜間応急診療所のご案内

場 所 伊勢市八日市場町13-1

電話番号 0596-27-0829

受付時間 ○開診日:日曜・祝日

10時00分～12時00分

13時00分～17時00分

6月 診療日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11

コンビニ受診は
やめましょう！

志摩市休日夜間応急診療所は、休日や勤務終了後の医師・薬剤師のご協力により運営しております。「ちょっと心配だから診てもらおう」「昼間仕事を休めないから夜に診てもらおう」などの理由で安易に受診されることがないよう、市民のみなさまにお願いいたします。

P7 - 志摩びとクイズ
答え ①移り気、家族愛、
乙女の愛

人口

全 域

総 数 48,860人 (-98)
男 22,784人 (-36)
女 26,076人 (-62)
世帯数 22,846世帯 (9)

地区別

浜島町 4,121人 (-16)
大王町 6,018人 (-10)
志摩町 9,942人 (-26)
阿児町 21,451人 (-49)
磯部町 7,328人 (3)

交通

事 故

数／72件(-23)

うち人身事故 4件 (2)

物件 68件(-25)

死 者 数／1人 (1)

傷 者 数／3人 (1)

火災

件 数／4件 (1)

救 急

出動件数／281件 (-68)

広域管内(南勢分署含)

5月の
データ

(令和2年4月30日現在) ()内の数字は前月との比較です。

(令和2年4月30日現在) ()内の数字は前月との比較です。

4/24 国体企業協賛品贈呈式！



三重とくわか国体・三重とくわか大会志摩市実行委員会に対して、株式会社 セレモ様、株式会社 ハワイ様より、協賛品が贈呈されました。

また、実行委員会からは、協賛基準に基づき感謝状が贈られました。

なお、協賛品の内容については、市ホームページでご覧いただけます。

3/31 和具警察官駐在所が完成しました



志摩町和具地区の高台に新しく和具警察官駐在所が完成しました。これまで以上に和具駐在所管内の各種警察事象が迅速かつ的確な対応が可能となる体制が構築されるようになりました。



4/21～5/13 マスク等の寄附をいただきました！

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、マスクや消毒液の品薄状態が続く中、以下の方々から寄附をいただきました。志摩市全体の予防対策へと広げられるように、有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

- 小林 夕佳里 様
抗菌布マスク 500枚
- 西岡 悠太 様
手作り布マスク 100枚
- (株)ハワイ
代表取締役 山口 浩二 様
不織布マスク 2,100枚
- ひかり調剤薬局 様
消毒液 500ml×10本
- (株)Kick Smash 21
代表取締役 東 友章 様
サージカルマスク 1,000枚
- 志摩ライオンズクラブ
会長 山下 信康 様
不織布マスク 3,600枚
- (株)志摩地中海村
代表取締役 大西 晶 様
不織布マスク 10,000枚
- NPO法人志摩地域力開発研究所 様
不織布マスク 19,350枚
- 志摩ロータリークラブ
田辺 紀彦 様
手指消毒液 500ml×10本、
スプレー ボトル 50本、
遮光性ボトル 50本
- エーザイ(株) 様
イタック抗菌化スプレー 3本、
チョコラBBライト2 300本、
ザーネクリーム 300本、
マスク 400枚



小林 夕佳里 様



(株)ハワイ 様



(株)Kick Smash 21 様



志摩ライオンズクラブ 様



(株)志摩地中海村 様



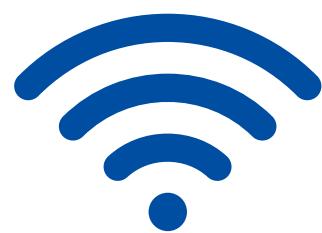
NPO法人志摩地域力開発研究所 様



志摩ロータリークラブ 様

広告

松阪ケーブルテレビで Wi-Fi



Wi-Fi ワイファイ

を利用しませんか？！

松阪ケーブルテレビならパソコンがなくても
Wi-Fi(ワイファイ)利用でインターネットにつなげます！！
家の中のどこでもインターネット！！
通信量無制限だから動画を見放題。スマホアプリの
ダウンロードでも残りギガ数が気になりません！！



スマホ



タブレット



テレビ



ゲーム

Wi-Fi プラスのご利用には光インターネットサービスのご契約が必要です。



松阪ケーブルテレビのサービス提供エリアは志摩市(磯部町を除く)です。



松阪ケーブルテレビ・ステーション(株) 志摩センター
〒517-0501
志摩市阿児町鵜方3016-24
三重ファミリービル3F
受付時間／月～金(祝日除く) 9:00～18:00
0120-378-993